

YouTubeとレンタルDVDを教材として用いた アクティブラーニングの授業実践： 著作権法三十五条とのかかわりにおいて

白石義郎[†]

Shiraishi Yoshiro[†]

[†]久留米大学 文学部

[†] Faculty of Literature Kurume Univ.

・要旨

YouTube とレンタル DVD のコンテンツは教材として活用できる。しかし、同時に YouTube とレンタル DVD の授業での使用には留意すべき点がある。この稿では、情報教育センターにおいて実施した授業において、第一に YouTube とレンタル DVD を教材として活用したアクティブラーニングの授業実践を報告し、第二に使用における留意点を報告する。

・ Abstract

Active learning is one of class methods. In the class of active learning, YouTube and rental DVD can be used as such a teaching material. In this paper, I report active learning lesson practice which utilized YouTube and rental DVD as a teaching material in the class which we carried out at the computer center, and second, report on how we overcame the notes of use.

1. 授業設計

1.1 アクティブラーニングとしての授業

平成 29 年 3 月に文部科学大臣告示の「中学校学習指導要領」において「主体的で深い学び」が提示された[1]. 「主体的で深い学び」とはこれまでのような一方的で受け身的な学習ではなく、生徒自らが進んで学習に取り組み、生徒自身が「考える」学習である[2]. その授業方法の一つとしてアクティブラーニングがある。

アクティブラーニングは、教授者による一方的な教え込みではなく、学習者が自らデータを集め、そのデータに基づいて思考するという学習形態である。したがって、アクティブラーニングの授業においては、生徒への教材の提示の工夫が授業計画の要となる。今回は YouTube とレンタル DVD を教材としたアクティブラーニングとして授業を設計した。

1.2 授業概要

表 1 授業概要

授業テーマ	「文化系部活における学習と成長—音楽部活を中心に」
理解目標	1 文化系部活において生徒が何を学び、どのように成長するかを理解できるようになる。 2 部活がどのような社会装置であり、どのように生徒を社会化するかを理解できるようになる
達成目標	1 文化系部活動を相互に比較し、文化系部活動における生徒の学習を理解できるようになる。 2 YouTube の利用を通して、信頼のあるデータを探索し、活用できるようになる。
教材	YouTube, レンタル DVD, NHK 放送映像
テキスト	中沢けい「楽隊のうさぎ」, 新潮社 2003 年

1.3 テキストの変更

当初、テキストは使用せずに一部引用を提示する予定であったが、テキストを指定し購入させた。それは日本文芸家協会の求めに応じたからである。

「楽隊のうさぎ」[3]の著作権は著者より同協会に委任されていたため、同協会へ引用の許可を求めた。同協会の回答は、一行の引用であっても、使用料を徴収するというものであった。著作権法第三十五条の教育上の特例があることを伝えたが、回答は同じであった。学生から使用料を徴収することができないので、テキストとして購入させることにした。ただし、日本文芸家協会の要求を認めたのではなく、著者とその作品を尊重したためである。

2. 授業過程における教材の使用

2.1 著作権法第三十五条にもとづく教材使用

教材には著作権者の著作権がある。しかし、著作権法第三十五条により授業での使用は著作権の例外とされる。すなわち、著作権者の承諾は必要でなく、著作権使用料を支払う必要もない。しかし、YouTube を教材として使用する場合とレンタル DVD を教材として使用する場合には問題がある。

(1) YouTube

YouTube は投稿であり、著作権者がはっきりしない。投稿者が映像に写った人物から許可を得ていることはほとんどない。被映像者の肖像権を侵害しているとも考えられる。また、音楽演奏の投稿の場合、原盤を加工したものが多くみられる。原作者の承諾を

得たかどうかはわからない。著作権法に違反している可能性もある。違法映像を教材として用いることはできない。しかし、教授者には違法か否かの判断は困難である。

(2) レンタル DVD

レンタル DVD の使用にも問題がある。レンタル DVD の使用を「著作権者の権利を著しく侵害する」として、「賠償金」という形での使用料の徴収を図ろうとする著作権者の団体が存在するからである。この団体は「著作権法第三十五条ガイドライン協議会」である。ただし、この団体は任意加盟であり、すべての著作権者を網羅したものではない。この団体のガイドラインにどの程度拘束力があるかは疑問である。

2.2 YouTube の使用

(1) 熊本北高校の定期演奏会

当初は YouTube のにおける `sing,sing,sing[4]` の演奏映像を利用する予定であった。第一の理由は、テキストの「楽隊のうさぎ」の主人公がパーカッション担当であり、定期演奏会での女子生徒のドラムソロが見事だったからであり、第二は、「スイングしなければジャズじゃない」の域まで達した高度なビックバンド演奏であったためである。「高校生でもここまでできる」を示す演奏だった。

そこで念のために、承諾の依頼をメールと電話でおこなった。

[熊本北高校吹奏楽部顧問の回答]

私は就任 1 年半です。承諾には何とも答えられません。生徒全員の承諾をとらねばならないでしょう。演奏を聴くだけならかまいません。顔にモザイクをかけたらどうですか。

この回答は生徒が特定されることへの危惧であった。そのため、使用を断念した。モザイクなどは改変にあたるためであり、音声だけでは演奏者のすごさが伝わらないためである。

そこで柏高等学校吹奏楽部の `sing,sing,sing[5]` の演奏を利用することにし、承諾の依頼を電話でおこなった。

[柏高校吹奏楽部顧問石田先生] [6]

演奏を聴いてもらうのは光栄です。授業で使ってください。

(2) 京都橘高校マーチングバンド

ローズパレードへの出場はマーチングバンドが世界一であることの証である。京都橘高校の吹奏楽部は振付を伴ってドリル演奏するものであり、同校が全国大会で金賞を獲得し続ける演奏曲目である。「黄色の悪魔」とも呼ばれるほどのレベルの高い振付と高度な演奏によって、「君も世界一になれる」のである。

しかし、ローズパレードの映像は YouTube にしかない[7]。撮影者は不明である。映像から判断すると後援会あるいは生徒の家族かもしれない。判然としないため、直接に京都橘高校に許諾を求めた。回答は可であった。

(3)フラッシュモブ：「音楽を外に連れ出す」

フラッシュモブは吹奏楽の野外パフォーマンス演奏であり，大道芸の形式をとる．近年，イベントにおける演奏形態として登場してきた．学校吹奏楽としてはこれまであまり行われなかったが，これからの演奏形態として多くなると思われる．

フラッシュモブ演奏の事例として愛知県警音楽隊のフラッシュモブ[8]を教材とした．中学，高校の吹奏楽部ではないが sing,sing,sing を演奏していたためであり，高度の演奏技術であったためである．YouTube への投稿者が愛知県警であったため，許諾を求めやすかった．愛知県警察本部名で許可の回答がきた．

(4)日本一の高校生ダンスパフォーマンス：「登美丘高校ダンス部『大坂のおばちゃん』」[9]

登美丘高校ダンス部は全国大会で優勝を続ける日本一のダンス部である．これまで学校教育においてクラシック系ダンスとフォーク系は存在したが，ストリート系は排除されてきた．登美丘高校ダンス部のダンスは，ストリート系ダンスであり，高校生のダンスの可能性を大きく広げた．その特性はエンターテイメント性にある．それが最も発揮されるのがフラッシュモブである．ところが，二つの異なる回答を得た．

[登美丘高校からの回答]

自由に利用してください

[ビクター ミュージック エンターテイメントからの回答]

ダンスの曲は当社の範囲内です．権利関係が複雑ですので，このような二次使用はお断りします．

ビクター ミュージック エンターテイメントからの回答の内容がわからなかった
ので，再度，質問をおこなった．

[質問]

- 1 権利とは著作権のことですか，著作権は著作権法三十五条で免除されています．
- 2 二次使用は複製，配布，営利を指していると理解しています．授業を二次使用とするのは初耳です．

[ビクター ミュージック エンターテイメントからの回答]

当社の原盤を当社に断りなく挿入したものを録画して投稿することは違法と当社は考えています．権利とは著作権隣接権です．伝達者に与えられる権利で CD 制作会社が持つ権利です．

[再質問]

著作権隣接権は著作権者よりも優先するのですか．著作権法第三十五条登美丘高校のダンスパフォーマンスの中の曲は原盤ではありません．登美丘高校からは使用許可をいただいています

[ビクター ミュージック エンターテイメントの電話による回答]

著作権隣接権は原盤に関するものです．複製，配布などの二次使用はできません．

しかし、YouTube を視聴するだけで、複製、配布をしなければ問題ありません。

(5)和楽器バンド「千本桜」

和楽器バンド「千本桜」を世界を制する音楽バンドとして提示することにした。

YouTube の再生回数は 7,000 万回を超える。最も完成度が高いミュージックビデオ版を選んだ[10]

[エイペックからの回答 1]

当社のコンテンツの使用においては、使用料の算定をさせていただきます。使用申請書にて申請してください。

[エイペックからの回答 2]

和楽器バンドの千本桜の使用において、著作権法三十五条の範囲内での使用と認めます。使用料は発生しません。

2.3 レンタル DVD の使用

意外な盲点はレンタル DVD の使用であった。レンタル DVD の使用を著作権者団体である「著作権法第三十五条ガイドライン協議会」は著作権者の利益を不当に侵害とする例として、レンタル DVD の授業での使用を例示としてあげる、とした。レンタルでしか入手できない映像がある。カルタ部として東宝映画「ちはやふる一結び」[11]を使用することとした。

ところが、「学校その他の教育機関における著作物の複製に関する 著作権法第三十五条ガイドライン」（著作権法第三十五条ガイドライン協議会 平成 16 年 3 月）によるとレンタル DVD の使用は「著作権者等の利益を不当に害する」とされていた[12]。

そこで、同協議会のメンバーである「社団法人 日本映像ソフト協会」への問い合わせをおこなった。なお、同協会は正確性を求めたため、要約はでなく、原文どおりの記載とした。

[質問]

学校その他の教育機関における著作物の複製に関する「著作権法第三十五条ガイドライン」では、レンタルビデオの使用は「著作者への権利侵害」にあるとされています。このガイドラインは「複製に関する」ものであり、授業では視聴させるだけで、複製やダウンロードはしません。それでも「レンタルビデオの授業での使用」は「著作者への権利侵害」にあたるのですか。

[回答]

映画の著作物には、その複製物を公衆に譲渡又は貸与すること（著作権法 2 条 1 項 19 号前段）に加え、公衆提示目的で譲渡又は貸与すること（著作権法 2 条 1 項 19 号後段）を内容とする頒布権（著作権法 26 条）が定められています。レンタル店に対する頒布の許諾は、著作権法 2 条 1 項 19 号前段の貸与ですので、著作権法 2 条 1 項 19 号後段の頒布に該当する授業でご利用になる方への頒布は許諾範囲を越えていると考えられます。したがって、レンタル店の頒布行為は無許諾頒布となり、著作権侵害の問題が生じます。また、レンタル店とレンタル店の利用者との間の契約でも、公の上映に利用できない旨が定められていることが予想されますので、ご留意いただきたく存じます。

弊協会は、ビデオソフトメーカー10 社から頒布権行使の委託を受けて、レンタル店に対するレンタルの許諾契約の窓口となっていますが、その契約では「家庭内視聴を目的とする個人顧客に貸与すること」をレンタル店に許諾する内容になっています。

[質問]

著作権者の許諾があればどうですか。

[回答]

著作権は私権ですので、著作権者の許諾があればご利用いただけます。弊協会の会員社の一部ですが、上映目的でのご利用の窓口の一覧表を、弊協会のウェブサイトに掲載していますので、ご参照いただければ幸いです。

そこで、著作権者の東宝映画株式会社に直接に許諾を求め許諾の回答を得た。

[東宝株式会社 映像事業部の回答]

お問合せいただきました今回のご利用が、著作権法上の権利制限規定による例外に該当するものであれば、権利者の了解を得ずに無断でご利用いただけますので、弊社からの許可は不要です。

2.4 放送を録画した映画

レンタル DVD の使用は著作権法第三十五条ガイドライン協議会とビデオレンタル店との契約が介在することから著作権侵害の問題が浮上するが、放送された映画はどうか。日本放送協会に聞き合せた。日本放送協会の回答は、過去に NHK で放映した映像は映画、アニメともに著作権者の承諾なしに授業で使うことができるというものであったので、NHK 衛星放送で放送された 2 作品を教材として用いた[13][14]。

3. 留意点

3.1 著作権法三十五条

著作権法三十五条は平成 30 年に改正された[15].

(学校その他の教育機関における複製等)

第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

この規定の意味するところは、

(1)教育機関の授業に際して著作物を複製や同時配信できるほか、予習や復習のための公衆送信等もすることができるようになった。

(2)他方、予習・復習などのために資料を配信するときは、補償金の支払が発生するということである。「日本映像ソフト協会」の主張はこの(2)の項目を根拠とする。これはアクティブラーニングには阻害になる。アクティブラーニングは基本的には予習型の授業形態である。すなわち、生徒が「自主的・主体的に」資料を検索することを期待される。これは基本的には予習である。さらに、自主的・主体的に資料を検索する生徒は稀であり、教師が資料のほとんどを用意する場合が多い。生徒に配信することができなければ、アクティブラーニングは成り立ちにくい、配信とは別の手法を工夫する必要に迫られる。

3.2 「学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第三十五条ガイドライン」の拘束性

「著作権法第三十五条ガイドライン協議会」は、「学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第三十五条ガイドライン」を平成 16 年 3 月に公表した[16].

これは権利者側で第三十五条但し書きにある「著作権者の利益を不当に害することと

なる場合」のガイドラインを作成したものである。この目的は「当ガイドラインは、著作権法第三十五条の改正によって追加された「授業を受ける者」による複製の範囲を明確にすることに加えて、「教育を担当する者」による複製の範囲も含めて明確にすることである。同協会に再度の質問をおこなった。

[質問]

「利用者側参加者」は代表権のある人ですか。わたしはこのガイドラインの存在自体を知らなかった。利用者側とある以上、文科省、あるいは中央教育審議会が利用者代表となるはずですが。大学では国公立大学の連盟、私学でも私学の連盟が代表になります。文科省あるいは私立大学の連盟からこの「学校その他の教育機関における著作物の複製に関するガイドライン」を示されたことはありません。文科省が関わっているなら、文科省に帳合します。

[回答]

当時の協議の事務局団体に確認いたしました。利用者側の団体を公表するのではなく、個人の資格で協議に参加されたとのことでした。そのため、公表されているガイドラインへのお名前を掲載は辞退されたとのことでした。弊協会にもその方々のお名前が分かる資料が発見できませんでした。著作権法第三十五条ガイドライン協議会は、著作権法改正を審議する文化庁の文化審議会著作権分科会で行われた審議に関係していますので、官庁でしたら文化庁著作権課にご照会いただくのがよろしいかと存じます。

[質問 2]

授業での使用は著作権法三十五条の教育上の使用の例外規定でおこなっています。「学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法ガイドライン」は三十五条の主旨と食い違っている、あるいは使用制限をかけている部分があります。

このガイドラインは授業者が従わねばならない拘束性のある規則なのですか、それともこうしてほしいという意見表明や要望なのですか。

[回答 2]

当時、著作権法三十五条について、複製主体に「授業を受ける者」を追加し、「授業を同時に受ける者に対して公衆送信」できるとする法改正が行われました。当時は、関係者協議で合意したものについて著作権法の改正を行うという文化庁の方針があり、この法改正もその方針にしたがって行われました。

このガイドラインは、著作権法三十五条の解釈を示したもので、授業を行う方が従わなければならないという意味での拘束力はありません。また、個々の著作権者がこれと異なる見解を採ることもありえます。ただし、このガイドラインを越えるご利用については、権利者側は著作権侵等の侵害と判断することが予想されますので、著作物のご利用にあたっては、ご参考にしていただければ幸いです。

なお、著作権法三十五条は(1)必要と認められる限度であること、(2)当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害するこ

ととなる場合でないこと等が要件となっておりますので、三十五条の主旨と食い違っている、あるいは使用制限をかけているとは考えておりません。

3.3 YouTube と著作権との齟齬

YouTube は意図的に著作権侵害の問題をすり抜ける。YouTube は「利用規約」において宣言する[17]

1 YouTube は投稿の場であって、投稿の内容には一切関知しない。

「YouTube が本コンテンツについての又は本コンテンツに関連する正確性、利用価値、安全性若しくは知的財産権に対して責任を負わないことを理解しています。お客様は、さらに、お客様が不正確、侮辱的、下品又は不快な本コンテンツにさらされる可能性があることを理解してこれを了承し、これにつき YouTube に対して有する又は有する可能性のある法的又は衡平法（エクイティ）上の権利又は救済方法を、放棄することに合意してここに放棄し、お客様による本サービスの利用に関連する全事項に関して、法令上最大限可能な限り、YouTube, その所有者/運営者、関係者及び/又はライセンサーを補償し、損害を与えないものとします」（4.本サービスの一般的な利用--許可及び制限事項からの抜粋）

2 投稿者はすべての権利を YouTube に与える。コンテンツの内容には YouTube は一切のかかわりがない。

「YouTube は、いかなる第三者のウェブサイトのコンテンツ、プライバシーポリシー又は運用について管理しておらず、これらにつき責任を負うものではありません」（2.本サービスからの抜粋）

「本サービス規約に従い本サービス上で本コンテンツを公開するために、かかる本コンテンツに対する一切の特許権、商標権、企業秘密、著作権若しくはその他の財産権についてのライセンスを YouTube に提供します」（6.お客様の本コンテンツ及び行為よりの抜粋）

3 利用者に投稿者の連絡先を知らせることもしない。

4 YouTube 個人的使用に限られる。

「本コンテンツは、「現状有姿」でお客様に提供されています。お客様は、本コンテンツに、本サービスの機能により意図されており本サービス条件により認められている限度で、参考目的での個人的な利用のためにのみアクセスすることができます」（5.お客様によるサイト上のコンテンツの使用より抜粋）

5 利用者はダウンロードをおこなってはならないこと、配布をおこなわないことを合意する。

「お客様は、YouTube の事前の書面による承認なく、本サービスまたは本コンテンツのいかなる部分をもいかなる媒体によっても配布しないことに合意します」

「いかなる本コンテンツもダウンロードしてはなりません」（4.本サービスの一般的

な利用--許可及び制限事項の抜粋)

事実はこの逆である。YouTube には海賊版があふれており、ダウンロードと配布の数は膨大である。YouTube は何らの責任を負わない。「お客さま」が海賊版の投稿をしないこと、ダウンロードも配布もしないこと、個人的な利用に限ることを「同意」したのであって、それを守らないのはお客さまの責任だからである。

YouTube の使用に関しては、投稿者ではなく当該の著作権者あるいは演奏団体に許諾を求めることが無難である。実際に、不可であったのは一例しかなかった。

3.4 レンタル DVD の使用

レンタル DVD の使用を「不当な侵害」とするガイドラインには賛同できない。しかし、レンタル DVD の使用においても同様に、当該の著作権者に許諾を求めることでガイドラインをクリアできる。著作権者である映画製作はレンタル料金によるキックバックを得ているかはわからない。いずれにせよ映画会社は東宝株式会社も「不当な侵害」とは考えていなかった。

3.5 二次使用

「二次使用」の範囲が不透明であることが問題である。二次使用は複製、配布、収益であるが、この範囲には解釈の幅がある。ビクターミュージックエンタテインメントは教室での使用は配布であり、二次使用にあたるとする見解をとった。著作権法の改定での配信を巡ってトラブルが起こるかもしれない。対処が必要だろう。

参考文献

- [1] 「中学校学習指導要領」平成 29 年 3 月文部科学大臣告示
- [2] 平成 28 年 12 月中央教育審議会答申「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」，(中教審第 197 号)
- [3] 中沢けい，「楽隊のうさぎ」，新潮社 2003 年
- [4] 熊本北高等学校吹奏楽部，第 28 回定期演奏会
(平成 30 年 12 月 27 日現在) <https://www.youtube.com/watch?v=gxVqwahSazk>
- [5] シング・シング・シング&ルパン 3 世：柏市立柏高校吹奏楽部，2010
(平成 30 年 12 月 27 日現在) <https://www.youtube.com/watch?v=ZomhAOxdJO8>
- [6] 柏市立柏高校吹奏楽部（通称イチカシ）の顧問として全国に知れ渡っているため実名とした
- [7] 京都橘高校，Kyoto Tachibana SHS Band Rose Parade，2018
(平成 30 年 12 月 27 日現在) <https://www.youtube.com/watch?v=6dAsi2jItq0>
- [8] 愛知県警察音楽隊フラッシュモブ「シング・シング・シング」
(平成 30 年 12 月 27 日現在) <https://www.youtube.com/watch?v=6I2gUh93R8A>
- [9] NAMBA なんなん スプリング フェスティバル 2016 年 3 月 19 日(土)
(平成 30 年 12 月 27 日現在) <https://www.youtube.com/watch?v=GL4GdSr7WFg>

[10] 和楽器バンド/千本桜

(平成 30 年 12 月 26 日現在) https://www.youtube.com/watch?v=K_xTet06SUo

なお平成 30 年 12 月 26 日(水)現在で再生回数は 95,913,393 回

[11] 「ちやはふる結び」, 監督: 小泉徳広, 東宝映画, 2018, 原作: 末次由紀

[12] 「学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第三十五条ガイドライン」 (著作権法第三十五条ガイドライン協議会 平成 16 年 3 月)

[13] 監督: リズ・フリードランダー, 制作: ディアーンヌ・ナバトフ クリストファー・ゴシック, 「レッスン」, (原題 take the lead) 2006

[14] 監督: チャールズ・ストーン三世, 「ドラムライン」, 2002

[15] 著作権法改訂, 平成 30 年法律第 30 号, 平成 30 年 5 月 25 日公布, 平成 31 年 1 月 1 日施行

[16] 「学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第三十五条ガイドライン」, 著作権法第三十五条ガイドライン協議会, 平成 16 年

[17] YouTube 「利用規定」 2018 年 5 月 25 日

(平成 30 年 12 月 26 日現在)

<https://www.youtube.com/static?template=terms&hl=ja&gl=JP>